

## 組合Q&A

### 【事業】

定款記載事業を実施しない場合の処理について

Q1Ⅱ定款に、

第7条 本組合は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 組合員の取扱品の共同購買、共同保管及び共同運送
  - 2 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入
  - 3 ○○金庫、△△公庫、××銀行、□□信用協同組合に対する組合員の債務の保証
- 第41条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 1 借入金額の最高限度
  - 2 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む）又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度

と規定している協同組合が、

①定款第7条第2号及び第3号の事業は当分の間実施しないことと

して、総会に対し定款第41条第2号の議決の審議を求めず、総会に出席した組合員もこれに関する議決を要求しなかったために、総会がこれに関する一切の議決をせず終了したときには、理事は職務過怠の責に負うべきか。

②定款に記載してある事業を一定期間実施しないときは、必ず総会に図り定款の一部を改正して、その該当条項は削除しなければならぬか。

【A1】①…ある事業年度において組合が行おうとする事業については、事業計画書及び収支予算書に記載され、総会の議決を経なければならぬことになっている（中協法第51条第1項第3号）ので、この議決を経していない事業は、定款に記載されていても、当該事業年度においては、実施しないことになる。したがって、設問の事業資金の借入及び貸付事業については、その組合が当該事業年度においてこれを実施しないため、事業計画書及び収支予算書に記載されていないのであれば、借入金額の最高限度、1組合員に対する貸付金額の最高限度等に関する議決を行わなかったとしても、理事の任

務懈怠であるとして指摘する程の問題ではないと解する。

②…その事業の実施が、翌事業年度ないし近い将来において再開される見込がある場合には、特に定款を改正して、当該条項を削除する必要はない。

### 【事業】

組合員の取引の相手方の債務保証について

Q2Ⅱ組合員が銀行に対して、その営業上の取引の相手方の債務を保証する場合、組合は、事業として、その債務を再保証することができるか。

【A2】組合員の銀行に対し行う債務保証が、その営業上の取引の相手方の債務であり、かつ、その取引に直接関係する債務の保証であれば、組合がそれを再保証することは、当該銀行が定款に定められた金融機関である限り、事業として行えるものと解する。

### 【組合員（持分）】

持分払戻方法変更のための定款変更の議決方法について

Q3Ⅱ持分全額払戻制をとる組合が、出資額限度の払戻方法に定款変更する場合は、組合員にあっては既得権の放棄を意味するので、総会

における定款変更議決とは別に組合員全員の同意が必要ではないか。

【A4】持分払戻方法に関する定款変更については、中協法第53条による特別議決をもって足り、特に組合員全員の同意は要しないものと解する。

すなわち、中協法第53条において定款変更は特別議決によること、また持分払戻に関して同法第20条に「…定款に定めるところにより…全部又は一部の払戻しを請求…」と規定するだけであり、中協法上組合員全員の同意を要する規定がないので、これが法律上明文の規定がないことを根拠として、通常の定款変更の手續で足りるものと解する。

なお、持分については、既得権たる財産権と解する見解のほか、脱退等により現実化する潜在的な期待権とする見解もあるので、本件については、総組合員の同意を得ることは好ましいことではあるが、現行法上は法53条の特別議決をもって足りるとする見解は中小企業庁においても採用しているものである。

◎詳細は本会設立相談室まで

Tel 0433-306-3285